

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02101	特区名	アジアヘッドクォーター特区			
提案事項名	風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う構造要件の特例の創設 (客室一室あたりの最低面積要件(33㎡以上)に対する特例)					
提案事項の具体的な内容	<p>特定遊興飲食店営業の許可に関連し、営業許可要件として、客室一室あたりの最低面積基準(33㎡以上)が定められている。</p> <p>(1)個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設して頂きたい。</p> <p>(2)国家公安委員会規則第75条第7号として「公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には、第1号の基準によらないことができる」旨を位置付けて頂きたい。</p> <p>(3)届出内容は、①計画図面、②客室単位の利用方法を整理した書類、③客室の安心・安全管理方法を整理した書類、④警察又はそれに類する団体との、定期的な抜き打ち検査・巡回対応に関する協定書、として頂きたい。</p>					
政策課題とその解決策	<p>当提案の実現により、各地に演者の育成や草創期の活動を支える場が充実するとともに、施設の安心・安全や適切な営業方法を確保しながら、个性的でバラエティに富む内装やレイアウトを有する、事業競争力の高い特定遊興飲食店営業が実現することが望まれる。</p> <p>ひいては、音楽文化の育成、ナイトタイムエコノミーの振興、観光立国の推進による国際競争力の強化につながることを期待される。</p>					
担当省庁の対応	C:代替案の提示		担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
規制法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第4条第2項第1号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第75条第1号</p>					
規制等の趣旨	<p>都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所につき客室の床面積が一室当たり33平方メートル以上でない場合には、許可をしてはならない。</p>					
見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>特定遊興飲食店営業においては、接待が禁止されていることから、提供するサービスは不特定の客を対象としたものであることが必要である。このため、接待を行うことができる風俗営業における客室の床面積要件を踏まえるなどして、特定遊興飲食店営業において行われる客に遊興させる行為が特定の客を対象としたものとならないよう客室の床面積要件を定めている。</p> <p>このことは、御提案のような届出制を設けるか否かにかかわらずいえることから、御提案を認めるのは困難である。</p> <p>一方で、床面積が33㎡に満たない客室を設けて客に遊興をさせる営業については、特定の客を相手とした接待を行う営業として評価されるものであるから、原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号に該当する風俗営業の許可の対象となるものであると考えられる。したがって、風俗営業としての許可を取得することにより、営業時間(深夜における営業の原則禁止)や営業地域(営業制限地域)等の規制を受けることにはなるが、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定める時まで風俗営業の営業を営むことができることとなる。</p>					
実施時期	-		スケジュール	-		
指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
理由等	<p>●協議において、特定遊興飲食店営業の床面積を33㎡に定めている根拠が明確に認識できなかったことに加え、前回協議において警察庁から示された代替案を踏まえ、今回の提案ではより現実的な対策案を提示したものの、「33㎡以下の客室を設けて客に遊興をさせる営業については、接待を行う営業と評価され得る」という前提に立っているため、対策案の有効性等について具体的な検討に至っていないと考える。</p> <p>●風俗営業の許可としたうえで、営業時間を条例改正で延長する場合、現在規定されている営業延長許容地域の中でさらに延長を認める地域を定めるためには、なぜその地域でなければならないかなど、その必要性や明確な根拠等を踏まえ、地域の理解等も得つつ、さらにはその改正が間接的に特定事業者の利益にならないよう公平性の観点にも配慮することが必要だと考える。</p> <p>●一方で総合特区制度の趣旨に照らすと、指定自治体は特区協議会構成員と緊密に連携し、区域における規制緩和の実現など、産業の国際競争力強化等に資する取り組みを推進するものであるが、今回提案した規制緩和を実現するうえでは、特区の区域全体に適用するのではなく、例えば地域協議会構成員(特にディベロッパー)の開発計画に絡むような地域に限定して必要最小限の規制緩和を行うことを想定している。これにより、構成員による柔軟かつ創意工夫を凝らした都市開発等の推進を後押しし、魅力ある施設や街づくりをサポートすることで、アフターMICE等の観点からも特区内への経済波及効果等が期待できるなど、様々な利益をもたらすものになると考える。よって、それぞれの法令・制度等の制定趣旨に鑑みても特区制度における規制緩和で対応する方が妥当だと考える。</p> <p>●今後、条例改正での対応可否について、警視庁へ協議を行うことも視野に入れつつ、33㎡未満の客室を設けて営業している既存のライブハウス等の類似施設の運営実態等を調査・確認し、不特定の客を対象とした営業が行われており、接待が行われていないなどのエビデンスが確認できた際には結果を提示し、再提案について検討する。それに基づき改めて見解等をお示しいただくとともに、上記で特区側から提示した代替案の有効性等も踏まえ、提案の実現可能性を再度検討いただきたい。</p>					
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント	<p>警察庁より、特定遊興飲食店営業の制度の趣旨から指定自治体の提案の内容を認めるのは困難であるが、代替案として、風俗営業の許可を取得した上で、条例で地域を指定し、午前0時以降の深夜の営業時間を定めることにより提案が実現可能である旨の見解が示された。</p> <p>これに対して指定自治体は、警察庁から代替案として示された条例改正での対応可否について、警視庁へ協議を行うことも視野に入れつつ、33㎡未満の客室を設けて営業している既存のライブハウス等の類似施設の運営実態等を調査・確認し、不特定の客を対象とした営業が行われており、接待が行われていないなどのエビデンスが確認できた際には再提案について検討するとしたため、一旦協議を終了する。</p>					

国と地方の協議

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02102	特区名	アジアヘッドクォーター特区		
提案事項名	風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う構造要件の特例の創設 (見通し基準(客室内部に見通しを妨げる設備を設けない)に対する特例)				
提案事項の具体的な内容	<p>特定遊興飲食店営業の許可に関連し、営業許可要件として、見通し基準(客室内部に見通しを妨げる設備を設けない)が定められている。</p> <p>(1)個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設して頂きたい。</p> <p>(2)国家公安委員会規則第75条第7号として「公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には、第2号の基準によらないことができる」旨を位置付けて頂きたい。</p> <p>(3)届出内容は、①計画図面、②客室単位の利用方法を整理した書類、③客室の安心・安全管理方法を整理した書類、④警察又はそれに類する団体との、定期的な抜き打ち検査・巡回対応に関する協定書、として頂きたい。</p>				
政策課題とその解決策	<p>当提案の実現により、各地に演者の育成や草創期の活動を支える場が充実するとともに、施設の安心・安全や適切な営業方法を確保しながら、個性的でバラエティに富む内装やレイアウトを有する、事業競争力の高い特定遊興飲食店営業が実現することが望まれる。</p> <p>ひいては、音楽文化の育成、ナイトタイムエコノミーの振興、観光立国の推進による国際競争力の強化につながることを期待される。</p>				
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	警察庁
	担当課名	生活安全局保安課			
	規制法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第4条第2項第1号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第75条第2号</p>			
	規制等の趣旨	都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所の客室の内部を妨げる設備を設ける場合には、許可をしてはならない。			
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>特定遊興飲食店営業については、客室の内部に見通しを妨げる設備を設けてはいけないこととされている。この趣旨は、客室の内部の見通しを妨げるものを設けさせないことにより営業所内において善良の風俗を害するような行為が行われることを未然に防止しようということにある。</p> <p>このことは、御提案のような届出制を設けるか否かにかかわらずいえることから、御提案を認めるのは困難である。</p>			
	実施時期	-		スケジュール	-
	指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない
	理由等	<p>・現時点では再度の協議は見送ることとするが、今後、事業計画の進捗を注視するとともに、店舗運営等の実例において支障や課題がより明確になった際は、再提案について検討したい。</p> <p>・別途提案している「最低面積要件(33㎡)に対する特例措置」においても、上記に記載した対策案(①～④:計画図面等の提出、検査・巡回対応等)を同様に提示しているため、当該提案において対策案の有効性等の検討が進められることになった際は、本件提案についても再提案を検討したい。</p>			
	内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの			
	コメント	<p>警察庁より、特定遊興飲食店営業について客室内部に見通しを妨げる設備を設けてはいけないとされている趣旨は、善良の風俗を害する行為を未然に防止することであり、提案内容にある届出制を設けるか否かによらずいえることであるため提案を認めるのは困難である旨の見解が示された。</p> <p>これに対して指定自治体は現時点で再度の協議は見送ることとし、今後、事業計画の進捗を注視するとともに、店舗運営等の実例において支障や課題がより明確になった際は、再提案について検討したいとしたため、一旦協議を終了する。</p>			

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02103	特区名	アジアヘッドクォーター特区			
提案事項名	風営法の特定遊興飲食店営業許可に伴う構造要件の特例の創設 (照度基準(10ルクス以上)に対する特例)					
提案事項の具体的な内容	<p>特定遊興飲食店営業の許可に関連し、営業許可要件として、照度基準(10ルクス以上)が定められている。</p> <p>(1)個別の営業所における、客室の利用方法や安心・安全の管理方法を届け出る仕組みをつくり、営業所に一律でかかる基準である「構造要件」に特例を創設して頂きたい。</p> <p>(2)国家公安委員会規則第75条第7号として「公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には、第5号の基準によらないことができる」旨を位置付けて頂きたい。</p> <p>(3)また、第96条第1項へ「但し、公安委員会に対して営業方法等に関する届出を行う場合には10ルクス以下とすることができる」旨を追加して頂きたい。</p> <p>(4)届出内容は、①計画図面、②客室単位の利用方法を整理した書類、③客室の安心・安全管理方法を整理した書類、④警察又はそれに類する団体との、定期的な抜き打ち検査・巡回対応に関する協定書、として頂きたい。</p>					
政策課題とその解決策	<p>当提案の実現により、施設の安心・安全や適切な営業方法を確保しながら、個性的でバラエティに富む照明演出を有する、事業上競争力の高い特定遊興飲食店営業が実現することが望まれる。</p> <p>ひいては、ナイトタイムエコミーの振興、観光立国の推進による国際競争力の強化につながることを期待される。</p>					
担当省庁の対応	C:代替案の提示		担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
規制法令等	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第14条</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第75条第5号、第96条</p>					
規制等の趣旨	<p>都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請に際して、当該申請に係る営業所内の照度が10ルクス以下の場合には、許可をしてはならない。</p>					
担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>10ルクス以下で営まれる低照度飲食店は、風俗事犯をはじめとする違法行為の温床となったり、非行少年のたまり場となったりするおそれがあることから、深夜営業を許容する特定遊興飲食店営業では認められず、あくまで風俗営業(風営法第2条第1項第2号)として規制する必要がある。</p> <p>このことは、御提案のような届出制を設けるか否かにかかわらずいえることから、御提案を認めるのは困難である。</p> <p>一方で、照度が5～10ルクスである客室を設けて客に遊興させる営業については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第2号に該当する風俗営業の許可の対象となるものであると考えられる。したがって、風俗営業としての許可を取得することにより、営業時間(深夜における営業の原則禁止)や営業地域(営業制限地域)等の規制を受けることにはなるが、都道府県が条例で指定した地域においては、当該条例で定める時まで風俗営業の営業を営むことができることとなる。</p>					
実施時期	-		スケジュール	-		
指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
国と地方の協議の理由等	<p>●風俗営業の許可といたうえで、営業時間を条例改正で延長する場合、現在規定されている営業延長許容地域の中でさらに延長を認める地域を定めるためには、なぜその地域でなければならないかなど、その必要性や明確な根拠等を踏まえ、地域の理解等も得つつ、さらにはその改正が間接的に特定事業者の利益にならないよう公平性の観点にも配慮することが必要だと考える。</p> <p>●一方で総合特区制度の趣旨に照らすと、指定自治体は特区協議会構成員と緊密に連携し、区域における規制緩和の実現など、産業の国際競争力強化等に資する取り組みを推進するものであるが、今回提案した規制緩和を実現するうえでは、特区の区域全体に適用するのではなく、例えば地域協議会構成員(特にディベロッパー)の開発計画に絡むような地域に限定して必要最小限の規制緩和を行うことを想定している。これにより、構成員による柔軟かつ創意工夫を凝らした都市開発等の推進を後押しし、魅力ある施設や街づくりをサポートすることで、アフターMICE等の観点からも特区内への経済波及効果等が期待できるなど、様々な利益をもたらすものになると考える。よって、それぞれの法令・制度等の制定趣旨に鑑みても特区制度における規制緩和で対応の方が妥当だと考える。</p> <p>●現時点では再度の協議は見送ることとするが、今後、条例改正での対応可否について、警視庁へ協議を行うことも視野に入れつつ、事業計画の進捗を注視するとともに、店舗運営等の実例において支障や課題がより明確になった際は、再提案について検討したい。</p> <p>●別途提案している「最低面積要件(33㎡)に対する特例措置」においても、上記に記載した対策案(①～④:計画図面等の提出、検査・巡回対応等)を同様に提示しているため、当該提案において対策案の有効性等の検討が進められることになった際は、本件提案についても再提案を検討したい。</p>					
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント	<p>警察庁より、特定遊興飲食店営業において10ルクス以下の低照度飲食店営業を行った場合、風俗事犯をはじめとする違法行為の温床等となるおそれがあることから、深夜営業を許容する特定遊興飲食店営業ではなく、あくまで風俗営業として規制する必要があるとした上で、代替案として、風俗営業の許可を取得し、営業時間・営業地域を条例で指定することにより提案が実現可能である旨の見解が示された。</p> <p>これに対して指定自治体は、警察庁から代替案として示された条例改正での対応可否について、警視庁との協議を行うことを視野に入れつつ、指定自治体は店舗運営等の実例において支障や課題がより明確になった際は、再提案について検討したいとしたため、一旦協議を終了する。</p>					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02104	特区名	アジアヘッドクォーター特区		
提案事項名	風営法の特定遊興飲食店営業許可手続における「許可要件事前認証制度」の導入				
提案事項の具体的な内容	<p>風営法の特定遊興飲食店営業許可申請は、基本的に営業所の完了検査後に申請を行い、その後許可が発出される手続きとなる。また、許可に際しては保全対象施設からの距離(児童福祉施設から50m以下、等)が要件の1つ(「地域要件」となっている。特定遊興飲食店営業の許可に関連し、下記のような許可要件事前認証制度を新設頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所計画時点で、計画概要書(営業予定者、営業所の位置、規模・構造等の概要、営業許可申請予定時期等を記載)の提出をもって許可要件への事前適合審査を行うことができ、その時点で要件を満たしている場合には「許可要件事前認証」を発出し、認証内容を公示する ・その後、営業許可申請前までに近隣へ保全対象施設が立地したとしても、事前認証によって地域要件上も対抗することができる。 				
政策課題とその解決策	<p>当事業の実現により、多様な企業の参入及び集客力のある営業所整備、特定遊興飲食店営業が促進され、ナイトタイムエコノミーの振興、観光立国の推進による国際競争力の強化につながることを期待される。</p>				
担当省庁の対応	C:代替案の提示	担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第5条第1項及び第4条第2項第2号				
規制等の趣旨	都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請があった場合において、当該特定遊興飲食店営業の営業所が良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域(以下「営業所設置許容地域」という。)にないときは、許可をしてはならないとされているところ、都道府県公安委員会は特定遊興飲食店営業の許可の申請があった時点において申請に係る営業所が営業所設置許容地域にないかどうかを判断している。				
見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>営業所設置許容地域の規制の趣旨は、保全対象施設がその設置目的を十分に達成することができるようにするため、その施設の周辺が静穏や清浄な風俗環境を保持することであり、ここでは、静穏な環境の下で円滑に保全対象施設における業務を運営するという保全対象施設の開設者等の個別の利益とともに、保全対象施設の不特定多数の利用者のために保全対象施設周辺の清浄な風俗環境を保全するという公益の保護が図られている。特定飲食店営業の許可申請について、御提案中の「許可要件事前認証制度」を導入した場合、このような環境の維持に支障が生ずるおそれが高く、保全対象施設に係る個別の利益や公益の保護に影響を及ぼすと考えられることから、御提案を認めるのは困難である。</p> <p>一方で、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては保全対象施設を定めないなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能である。</p>				
実施時期	-	スケジュール	-		
指定自治体の回答	d:その他	書面協議(2回目)の希望	希望する		
理由等	<p>●協議において他の道府県の事例を挙げてご示唆いただいた内容は、風俗営業における営業制限地域について例示されたものと認識しているが、この点について、風俗営業と特定遊興飲食営業の許可に係る法令上の立て付けは、以下のように逆の考え方をしていることと認識しているため、前提として議論の内容が噛み合っていないと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風俗営業は基本的には可(ただし、営業制限地域においては不可) ○ 特定遊興飲食店営業は基本的には不可(ただし、営業所設置許容地域では可) <p>●特定遊興飲食店営業許可にあたり、保全対象施設からの距離基準等を適用していない事例の有無、もしくは、そのような運用が法解釈上可能なかについて改めてご教示いただきたい。</p> <p>●例えば条例改正をする場合、「〇〇町〇丁目においては、保全対象施設からの距離に係る基準(都条例の場合、第12条第1項但し書き)を適用しない」という記載を追加することになると考えるが、条例で既に営業所設置許容地域を指定しているうえで、さらにその中でも一律に適用される保全対象施設からの距離基準を免除する地域を指定することは困難ではないかと考える。(例外の例外を定めることになるが、基本的に「設置不可」の立場を取っている法令や条例の制定趣旨に則って考えた場合、緩和する範囲は必要最低限に留めるべきと考える。)</p> <p>●また、風俗営業の許可としたうえで、営業時間を条例改正で延長する場合、現在規定されている営業延長許容地域の中でさらに延長を認める地域を定めるためには、なぜその地域でなければならないかなど、その必要性や明確な根拠等を踏まえ、地域の理解等も得つつ、さらにはその改正が間接的に特定事業者の利益にならないよう公平性の観点にも配慮することが必要だと考える。</p> <p>●一方で総合特区制度の趣旨に照らすと、指定自治体は特区協議会構成員と緊密に連携し、区域における規制緩和の実現など、産業の国際競争力強化等に資する取り組みを推進するものであるが、今回提案した規制緩和を実現するうえで、特区の区域全体に適用することを想定している。これにより、構成員による柔軟かつ創意工夫を凝らした都市開発等の推進を後押しし、魅力ある施設や街づくりをサポートすることで、アフター-MICE等の観点からも特区内への経済波及効果等が期待できるなど、様々な利益をもたらすものになると考える。よって、それぞれの法令・制度等の制定趣旨に鑑みても特区制度における規制緩和で対応する方が妥当だと考えるため、条例改正での対応は現時点では検討していない。</p> <p>●現行規制下で、事業者による大規模開発など既に着工している計画が、のちに保全対象施設が立地することによって中止等に追い込まれた場合、投資計画の見直し等により大きな損害が及ぶことになり、また、その影響が予測されることにより、新規の大規模開発等の計画策定が見送られるという事態にもつながり、事業者の事業拡大・発展の機会や開発地域周辺において享受する投資効果等の喪失、ひいては、産業の国際競争力の強化に資する取り組みを推進するというアジアヘッドクォーター特区計画の目標実現そのものにも影響が及ぶものとする。</p> <p>●規制の趣旨・目的としてお示しいただいた「静穏な環境の下で保全対象施設における業務を円滑に運営するという保全対象施設開設者等の個別の利益保護、及び保全対象施設を利用する不特定多数の者のために保全対象施設周辺の清浄な風俗環境を保全する」という観点については、以下の対策を講じればその目的を達成できるものとする考えがいかか。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 計画概要書の提出及び審査結果・認証内容の事前公示を行うことにより、営業開始の可能性を早期段階で地域に周知し、地域における利害調整を図りやすくする。 ② 警備員等を配置・巡回させることにより、利用者(酔客等)への監視・対応体制等を整備し、近隣への影響を抑制する。 				
内閣府整理					
コメント	指定自治体は、担当省庁の見解を踏まえて協議を継続することを希望している。担当省庁は指定自治体回答の記載事項について見解を示し、引き続き協議を行うこと。				

国と地方の協議
1回目

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

国と地方の協議 2回目	担当省庁の対応	C:代替案の提示	担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
	規制法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第5条第1項及び第4条第2項第2号				
	規制等の趣旨	都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請があった場合において、当該特定遊興飲食店営業の営業所が良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域(以下「営業所設置許容地域」という。)にないときは、許可をしてはならないとされているところ、都道府県公安委員会は特定遊興飲食店営業の許可の申請があった時点において申請に係る営業所が営業所設置許容地域にないかどうかを判断している。				
	担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>お尋ねの「保全対象施設からの距離基準等を適用していない事例」は把握していないが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第22条第1号において保全対象施設は条例において定めることとされており、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては保全対象施設を定めないなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能である。同条第2号において、営業所設置許容地域の指定及びその変更は、地域の特性その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮することとされているところである。</p> <p>なお、御提案の「計画概要書の提出及び審査結果・認証内容の事前公示」や「警備員等の配置・巡回」があれば「静穏な環境の下で保全対象施設における業務を円滑に運営するという保全対象施設開設者等の個別の利益保護、及び保全対象施設を利用する不特定多数の者のために保全対象施設周辺の清浄な風俗環境を保全するという公益の保護」を図るという目的が達成されるかどうか必ずしも明らかではない。</p>				
	実施時期	-	スケジュール	-		
	指定自治体の回答	b.条件付き了解				
	理由等	<p>●第1回協議において当特区側から回答した条例改正での対応が難しい理由(法令・条例等の制度趣旨に鑑みた主張)に対しては、担当省庁より明確な回答が無く、現時点では提案内容が認められることは困難だと考えられるため、今回の協議は一旦終了する。</p> <p>●今後、警察庁から代替案として示された条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、引き続き、法令等の解釈・運用、その他事項について、改めて内閣府を通じて確認・調整させていただき、当特区から意見照会等を行う際は適宜ご対応いただきたい。</p>				
	内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの				
	コメント	<p>警察庁より、指定自治体から提案された対策が講じられることにより、本規制により図られるべき公益の保護に係る目的が達成されるか必ずしも明らかではないが、代替案として、都道府県は条例により保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、指定自治体の提案を実現可能である旨の見解が示された。</p> <p>これに対して指定自治体は、警察庁から代替案として示された条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、引き続き、法令等の解釈・運用、その他事項について、改めて内閣府を通じて確認・調整し、意見照会等を行うこととしたため、一旦協議を終了する。</p>				

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02105	特区名	アジアヘッドクォーター特区			
提案事項名	風営法における特定遊興飲食店営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する基準の緩和 (水平距離でなく物理的距離による制限)					
提案事項の具体的な内容	<p>風営法施行令第6条第2項の規定では、特定遊興飲食店営業を含む風俗営業は「保全対象施設(保育所や病院、診療所等)の敷地の周囲おおむね100m(水平面で測る)の区域を限度」に制限されている。</p> <p>一方、都市再生特別措置法や国家戦略特別区域法等で首都機能を高める国際競争力強化が求められており、特に都心部における都市開発では様々な施設・機能を複合化させることが必要となっている。したがって、同一都市計画事業内(同一建物内を含む)で保全対象施設と特定遊興飲食店(アフターコンベンション機能に資する施設など)が混在または近接する場合は想定することが必要と考えられる。</p> <p>ついては、営業制限地域の指定基準に関して「保全対象施設の敷地からの水平距離による制限」ではなく「保全対象施設からの空間距離による制限」としていただきたい。</p>					
政策課題とその解決策	都心部での都市開発における高層の複合建物において、午前0時以降に飲食を伴うエンターテイメント(ダンスクラブや音楽演奏等)の営業を行う施設を設置することにより、アフターMICEや外国人観光客が安心して楽しめる健全なナイトライフ環境を充実させることができ、都心部の国際競争力強化および首都機能の向上を期待できる。					
担当省庁の対応	C:代替案の提示		担当省庁名	警察庁	担当課名	生活安全局保安課
規制法	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第31条の23において準用する第4条第2項第2号</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第22条第1号(4)</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準(令和元年12月14日付け警察庁生活安全局)第24の1において参照する第12の9</p>					
規制等の趣旨	都道府県公安委員会は、特定遊興飲食店営業の許可の申請があった場合において、営業所設置許容地域にないときは、許可をしないこととされているところ、当該基準の一つとして、学校、病院等の特にその周辺の深夜における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの敷地の周囲おおむね100メートルを限度とする区域内の地域に該当しないことが掲げられている。また、この「おおむね100メートル」については、保全対象施設の敷地の周囲の地域を画するための基準であることから、水平面で測ることとされている。					
担当省庁の見解	<p>(自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)</p> <p>「おおむね100m」の測り方について、仮に御提案のとおり解釈運用基準を改定した場合、合理的な規制とならないことが懸念される。例えば、高さ100m以上の高層部に特定遊興飲食店が所在するビルの周辺地域に保育所等の保全対象施設が所在する場合において、当該特定遊興飲食店から下りてきた酔客の喧噪等による当該保全対象施設への影響は、周辺地域の特定遊興飲食店から出てきた酔客の喧噪等によるものと同程度となり得るにもかかわらず、当該高層部では特定遊興飲食店が立地可能となる一方で、当該保全対象施設に隣接する地域では特定遊興飲食店が立地できないこととなるなど、合理的な規制とならないことが懸念されることから、御提案を認めるのは困難である。</p> <p>一方で、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外するなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能であることから、例えば、問題となる施設を条例により保全対象施設から除外するなどして、当該保全対象施設及び特定遊興飲食店が同一建物等に立地することが可能となる。</p>					
実施時期	-		スケジュール	-		
指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
国と地方の協議の理由等	<p>●協議において担当省庁より示された内容に対しては、現在、都心部での都市開発において建物の大型化・複合化が進んでいる状況に鑑みると、以下の観点からも合理的な規制となっていないと考えるため、情勢等の変化に則した合理的な規制となるよう検討をお願いしたい。</p> <p>○担当省庁から示された見解のとおり、立体距離が100m以上離れていても騒音問題をクリアするのみで、動線が同じ、もしくはその出入口の距離が100m未満の場合は特定遊興飲食店から出た酔客と保全対象施設利用者が交わってしまうことが想定される。しかし一方で、建物の大型化により水平距離が100m以上離れていたとしても、最終的に動線が同じ(同じエレベーター)になるケースも生じ得るため、合理的な規制になっていないと考える。</p> <p>○このため、単純に「水平距離100mを確保する」といった規制では、特に酔客対策において不完全であるため、「立体距離100m確保(騒音対策)」と「(動線の出入口を含む実質的な)出入口の水平距離100m確保(酔客対策)」を複合的に組み合わせた合理的な対策を検討する必要があると考える。</p> <p>○立体距離で100m離れていれば、水平距離が100m離れていなかったり、水平面で見て重複していたりする場合でも、騒音問題はクリアできると考える。他方、建物内で動線が完全に分かれており、地上階などにおけるエレベーターの出入口が100m以上離れている場合は、現実的に考えて酔客問題もクリアできると考える。</p> <p>●協議において他の道府県の事例を挙げてご示唆いただいた内容は、風俗営業における営業制限地域について例示されたものと認識しているが、この点について、風俗営業と特定遊興飲食店営業の許可に係る法令上の立て付けは、以下のように逆の考え方をしているため、前提として議論の内容が噛み合っていないと考える。</p> <p>○風俗営業は基本的には可(ただし、営業制限地域においては不可)</p> <p>○特定遊興飲食店営業は基本的には不可(ただし、営業所設置許容地域では可)</p> <p>●例えば条例改正をする場合、「○○町○丁目においては、保全対象施設からの距離に係る基準(都条例の場合、第12条第1項但し書き)を適用しない」という記載を追加することになると考えるが、条例で既に営業所設置許容地域を指定しているうえで、さらにその中でも一律に適用される保全対象施設からの距離基準を免除する地域を指定することは困難ではないかと考える。(例外の例外を定めることになるが、基本的に「設置不可」の立場を取っている法令や条例の制定趣旨に則って考えた場合、緩和する範囲は必要最低限に留めるべきと考える。)</p> <p>●一方で総合特区制度の趣旨に照らすと、指定自治体は特区協議会構成員と緊密に連携し、区域における規制緩和の実現など、産業の国際競争力強化等に資する取り組みを推進するものであるが、今回提案した規制緩和を実現するうえでは、特区の区域全体に適用するのではなく、例えば地域協議会構成員(特にディベロッパー)の開発計画に絡むような地域に限定して規制緩和を行うことを想定している。これにより、構成員による柔軟かつ創意工夫を凝らした都市開発等の推進を後押しし、魅力ある施設や街づくりをサポートすることで、アフターMICE等の観点からも特区内外への経済波及効果等が期待できるなど、様々な利益をもたらすものになると考える。よって、条例改正ではなく特区制度における規制緩和と対応する方が、それぞれの法令・制度等の制定趣旨に鑑みても望ましいと考える。</p> <p>●現時点での再協議は見送ることとするが、今後、条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、運用上の課題等がより明確になった場合や対案の有効性等が確認できる見込みになった、または追加の代替案が例示できる見込みになった際には再提案を検討したい。</p>					
内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
コメント	<p>警察庁より、指定自治体からの提案については合理的な規制とならないことが懸念されるが、代替案として、都道府県は、条例により、一定の施設を包括的に保全対象施設と定めつつ、一部の区域においては特定の施設を保全対象施設から除外するなど、地域の実情に応じ、保全対象施設に係る規制を柔軟に定めることが可能である旨の見解が示された。</p> <p>指定自治体は、再協議は見送ることとするが、今後、条例改正での対応可否について再検討するとともに、警視庁へ協議を行うことなども検討しつつ、運用上の課題等がより明確になった場合や対案の有効性等が確認できる見込みになった、または追加の代替案が例示できる見込みになった際には再提案を検討したいとしたため、一旦協議を終了する。</p>					

「国と地方の協議」(令和2年春)規制の特例措置に関する協議

整理番号	02106	特区名	アジアヘッドクォーター特区				
提案事項名	借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由(建替え決議他)に関する借地借家審判制度の創設						
提案事項の具体的な内容	<p>借地借家法における建物の普通賃貸借契約における賃貸人の更新拒絶・解約申入れにかかる正当事由に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、借家審判制度(仮称)の創設を求める。</p> <p>【借家審判制度(仮称)の概要】</p> <p>(1) 趣旨 裁判所の手続として、借家の正当事由を巡る紛争を、迅速、適正、柔軟かつ実効的に解決するための制度として、借家審判制度を創設する。</p> <p>(2) 対象となる紛争 借家審判制度の対象とする紛争は、借家(建物賃貸借)における賃貸人と賃借人と間に生じた正当事由を巡る紛争とする。具体的には、正当事由の存否を巡る紛争と立退料の金額を巡る紛争を想定する。</p> <p>(3) 手続の概要 裁判所において、原則として3回以内の期日で解決する(回数制限)。借家審判手続では、裁判官である審判官1名と、借家の正当事由に関する専門的な知識経験を有する審判員2名(弁護士、不動産鑑定士が考えられる)とで組織する審判委員会が審理し、適宜調停を試み、調停がまとまらなければ、事案の実情に応じた解決をするための判断(借家審判)をする。借家審判に対する異議申立てがあれば、訴訟に移行する。</p> <p>(4) 補足説明 参考となる制度として労働審判手続がある。同手続は、我が国における、労働関係事件の専門性、事件の増加動向等を踏まえ、訴訟手続に限らず、簡易・迅速・柔軟な解決が可能なADRも含め、労働関係事件の適正・迅速な処理のための方策を検討する必要があるとの問題意識を踏まえて創設された。 借家の正当事由を巡る紛争についても、専門性があり、相当数の事件が想定される(今後耐震対策のための建替え等を考えれば増加も容易に予想される)ところである。 借家の正当事由を巡る紛争は、立退料の額について合意に至らないことが原因で訴訟や調停を活用する事案が多いが、そのような事案については特に、審判委員会の関与のもとで立退料の額が決まれば、紛争を早期に解決することが期待できる。 賃貸人・賃借人の経済的基盤にかかわる事件であり早期解決の必要性も強いことなどから、新たな紛争解決手続を創設すべき社会的要請がある。 なお、審判員の確保の点については、候補と考えられる弁護士は登録数約40,000人、不動産鑑定士は登録数約8,300人であり、支障はないと考えられる。</p>						
政策課題とその解決策	借家審判制度(仮称)を創設することで、老朽化や耐震上の問題がある借家人が存する建物について建替えや大規模改修を迅速に実現することにより、都市の安全性の確保や円滑な市街地更新の推進、切迫する大地震への対応の改善等が期待できる。						
国と地方の協議 1回目	担当省庁の対応	E:対応しない		担当省庁名	法務省	担当課名	民事局参事官室
	規制法令等	借地借家法, 民事訴訟法, 民事調停法等					
	規制等の趣旨	賃貸人が更新可能な借家契約の対象となっている建物の明渡しを賃借人に求める方法としては、契約の更新を拒絶する正当の事由があるとして賃貸借契約の解約の申入れをすることが考えられる。そして、この正当の事由の有無をめぐる契約当事者間の争いを解決する方法としては、賃貸人が賃借人に対して賃貸借契約の終了に基づく建物明渡請求訴訟を提起して裁判所の判決を求めることのほか、民事調停の手続により、当事者間の合意により、又は、調停に代わる裁判所の決定により、解決を図ることが考えられる。					
	見解	ご提案の「借家審判制度(仮称)」を新たに設けることについては、その必要性を含め、慎重に検討する必要がある。このほか、ご提案の「借家審判制度(仮称)」を新たに設けることについては、労働審判制度と異なり、審判委員会を構成する適切な専門家を確保することができるかどうか、立退きを求められることとなる賃借人側に手続の迅速な進行に向けたインセンティブがあるかどうかなども問題となり得る。仮に審判委員会を構成する専門家として弁護士や不動産鑑定士を想定するのであれば、これらの専門家が調停委員会を構成することの多い民事調停の手続とどのような違いがあるのかが問題となる。 なお、借地借家法第28条の正当の事由の有無をめぐる紛争の解決手段については、既存の制度の下でも、民事訴訟や民事調停の手続があり、裁判所においては、個別具体的な事案に応じて、適正かつ迅速に適切な判断がされているものと承知している。法務省としては、引き続き、これらの手続の運用状況等を注視してまいりたい。					
	実施時期	-	スケジュール	-			
	指定自治体の回答	d:その他		書面協議(2回目)の希望	希望しない		
	理由等	<p>・制度創設に向けた問題点として提起いただいた各点について、専門家の確保についてはその登録者数などから見て支障が無いと考え、また、民事調停における調停委員会の専門家の関与と比較しても、判断機関としての機能をより重視すべく、積極的・能動的な関与が期待でき、それにより、適正な立退料の算出や法的評価を踏まえた一定の解決案等を早期に開示することができれば、賃借人にとっても時間・コスト低減の面でインセンティブがあると考えられる。</p> <p>・法務省として、引き続き現行手続きの運用状況等を注視していただけるとのことであるが、当特区としても現行制度の活用を進めつつ、今後、制度創設に係る業界団体等(不動産協会、日弁連など)の要望・提言、その他動向も注視し、加えて、提案内容を補強または根拠付ける調査結果等が得られた際や、現行の調停等の手続きにおける課題がより明確になった際は、再提案について検討したい。</p>					
	内閣府整理	v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの					
	コメント	<p>法務省より、提案について、立退きを求められることとなる賃借人側に手続の迅速な進行に向けたインセンティブがあるかどうか等の問題があるとの見解が示された。なお、当該紛争解決の手段については、既存の制度(民事訴訟・民事調停)の下においても、裁判所において適正かつ迅速に適切な判断がされており、引き続き手続きの運用状況等を注視する旨の見解が併せて示された。</p> <p>上記見解に対し、指定自治体は、現行制度の活用を進めつつ、今後の業界団体等の動向を注視し、提案内容を補強し得るエビデンスが得られた際には再提案について検討したいとしたため、一旦協議を終了する。</p>					